

守口市児童発達支援等給食費補助に係るQ&A

NO	質問	回答
1	補助対象となる副食費とは何ですか。	副食(主食以外)の食材料費のことをいい、おやつ、牛乳、お茶代等を含みます。
2	どのような人が補助対象者ですか。	0歳から5歳までの子どもで、守口市から「児童発達支援又は医療型児童発達支援」の支給決定を受けた方の保護者です。対象の子どもの生年月日については以下となります。(令和2年度から4年度の場合における対象生年月日を例示) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度:平成26年4月2日以降に生まれた人 ・令和3年度:平成27年4月2日以降に生まれた人 ・令和4年度:平成28年4月2日以降に生まれた人
3	補助上限額はありますか。	利用者一人あたり月額4,500円が上限となります。
4	いつまでに申請しなければならないですか。	副食の提供を受けた月の末日から2年以内に申請してください。(例:令和2年11月分の副食費の場合は、令和4年11月30日までに申請してください。)
5	過去には児童発達支援や医療型児童発達支援の支給決定を受けていましたが(例:令和2年5月まで支給決定を受けていた)、現在、支給決定を受けていませんが、補助対象となりますか。	申請日時点で、児童発達支援や医療型児童発達支援の支給決定を受けていない場合でも、令和2年4月以降に支給決定を受けている期間があれば、当該期間は補助対象となります。
6	児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する際、家庭内で作った弁当を子どもに持参させているが、その弁当にかかった費用のうち副食相当額は補助対象になりますか。	補助対象ではありません。 補助対象となるのは、 児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供する事業所に対して実費で支払った副食費相当額のみ です。
7	放課後等デイサービスを利用した際に実費負担したおやつ代は補助対象となりますか。	補助対象ではありません。 補助対象となるのは、 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用した際に、実費負担した副食費相当額 です。
8	事業所に対して実費負担している費用に副食費相当額が含まれているかがわかりません。どうしたら良いですか。	利用した事業所にお問い合わせください。

NO	質問	回答
9	申請書や請求書の様式はインターネット上にアップロードされていますか。	申請書につきましては、守口市役所ホームページにアップロードしておりますので、そちらを印刷して記入、捺印してご利用いただくことが可能です。なお、請求書につきましては、守口市役所障がい福祉課が交付決定通知に同封して郵送しますので、ホームページにはアップロードしていません。
10	対象の子どもが複数人いるが、補助対象となりますか。	子ども一人あたり月額4,500円の上限額の範囲内で補助対象となります。子どもの人数により補助対象外となることはありません。
11	同一月内に、補助対象子どもが複数の児童発達支援・医療型児童発達支援事業所を利用した場合にも補助対象となりますか。	補助対象となります。
12	同一月内に、補助対象子どもが複数の児童発達支援・医療型児童発達支援事業所を利用した場合、どのように申請すればよいですか。	申請書の「交付申請額内訳」箇所の「副食費相当額に係る実費負担額(A)」の当該月欄に、同一月内に利用した複数事業所において実費負担された副食費相当額の合計月額を記入してください。その他の箇所については、同一月内に1箇所の事業所を利用した場合と同様に記載例を参考に記入、捺印してください。
13	補助対象子どもが市外の児童発達支援・医療型児童発達支援事業所を利用した場合にも補助対象となりますか。	補助対象となります。
14	対象の子どもが複数人いるが、申請書は1枚でまとめて申請できますか。	1枚でまとめては申請できません。対象子ども一人あたり1枚の申請書を作成していただく必要があります。 (例: 対象子ども3人分の申請をする場合は、申請書を3枚作成する必要があります。)
15	領収証の原本を紛失しました。どうすれば申請できますか。また、領収書の原本ではなく写しでも申請可能ですか。	領収書等の写しは認められませんので、原本を提出していただく必要があります。領収書等の原本を紛失した場合は、事業所等に再発行を依頼していただく等のご対応をお願いします。
16	領収証は、1日単位で発行されたものでも1箇月単位で発行されたものでもどちらでも問題ないですか。	どちらでも問題ありませんが、1日単位等で発行されたものである場合は、1箇月分を取りまとめて申請していただく必要があります。

NO	質問	回答
17	申請書に添付する領収書等の様式の指定はありますか。(各事業所独自の様式で問題ないか)	特に様式を指定していません。「副食費相当額の金額が明示された」領収書等であれば問題ありません。
18	事業所に対する実費払いについては、銀行口座からの自動引き落としで徴収されているので、領収書はそもそもなく請求書のみがある状態です。その場合、領収書の代わりに請求書を添付することは可能ですか。	請求書の記載から判断して「副食費相当額を支払ったことが確認できない場合(請求書中に、事業所の領収印が押されていない等)」には、請求書は領収書の代替とはなりません。事業所に対して、領収書等の発行を依頼していただく等のご対応をお願いします。
19	13箇月分以上の支払い分をまとめて申請したいが、申請書には12箇月分までの記載欄しかない。どうしたら良いですか。	13箇月分以上の支払い分をまとめて申請される場合は、お手数ですが交付申請書を2枚作成していただき、申請してください。 (例: 令和2年4月～令和3年8月までの17箇月分をまとめて申請する場合は、申請書を2枚作成する必要があります。)